合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにする命令を受けた組合 三　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十五条第二項の農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにする命令を受けた農林中央金庫	

附　則

この命令は、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十五号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○内閣府農林水産省令第六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　金子原二郎

漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令

漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成二十年内閣府農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第２号 ○　損　益　計　算　書 （略） （金額単位：円） 費用 ／ 収益 科目（略）／保証業務資金 近代化業改善資金（略）／科目（略）／保証業務資金 近代化業改善資金（略） （略）／（略）／（略）／